

福岡広域都市計画地区計画の決定（篠栗町決定）

都市計画津波黒・高田地区地区計画を次のように決定する。

名称		津波黒・高田地区地区計画	
位置		篠栗町大字津波黒及び大字高田地内	
面積		約 19.9ha	
地区計画の目標		<p>本地区は、国道 201 号線沿いに位置し、九州自動車道福岡インターチェンジに近接する広域交通の利便性の高い地区である。</p> <p>そのため、本地区計画は、周囲の自然環境と隣接する住宅市街地との調和を図りながら、交通の利便性を生かした流通業務地区として良好な業務環境を保全し、用途混在による業務環境の悪化を防止するとともに、社会情勢の変化による流通業務形態の多様化等にも対応できるよう適正かつ計画的な土地利用と建築物等の誘導を行い、健全な流通業務地区の維持・発展を目指す。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	広域交通網への利便性を生かした流通業務施設、今後の流通加工など業務の多様化にも対応した土地利用を誘導するとともに、周辺地域を含めた環境の維持・保全に努める。	
	建築物等の整備の方針	良好な業務環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限及び形態又は意匠の制限を定めるものとする。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する建築物</p> <p>(2) 流通業務（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務をいう。）の用に供する建築物のうち、次に掲げる建築物</p> <p>① 事務所</p> <p>② 倉庫</p> <p>③ 荷さばき場</p> <p>④ 次に掲げる作業を行う工場</p> <p>ア 包装又はこん包の作業</p> <p>イ 商品又はその包装若しくはこん包に商品名その他の事項の表示を行い、又は当該表示がされた物を付ける作業</p> <p>ウ 製品等の仕分け作業</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属する自動車車庫</p>	
	建築物の敷地面積の最低限度	5,000m ²	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は30m以上、隣地境界線までの距離は5m以上とする。	

	垣又は柵の構造の制限	<p>道路境界側の垣又は柵は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生け垣</p> <p>(2) 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが前面道路から0.6m以下のもの</p>
	形態又は意匠の制限	<p>屋外広告物は、過大とならず、周囲の環境と調和するように留意し、美観及び風致を損なわないものとする。</p>

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり

理由 別紙のとおり

計画図（地区計画の決定）

